

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更)【13】」

2. 日時：令和3年4月28日(木) 10時00分～11時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官、鈴木主任安全審査官、薩川審査チーム員

原子力規制企画課 火災対策室

守谷火災対策室長、山下火災対策係長

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保守管理グループ マネジャー※ 他10名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料-1 大飯発電所第3、4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請書の審査スケジュール(案)
- ・資料-2 大飯3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請のコメント回答について
- ・資料-3 大飯3号機(4号機) 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請 補足説明資料(抜粋)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:15	弊社サツカワです。それではこれから関西電力大飯発電所の火災感知器の やっぱ確率の設工認に係るヒアリングを始めます。ハヤシ基づいて説明をよろ しくお願いいたします。
0:00:37	関西電力原子力事業本部修理ウシジマでございます。それと本日はよろしくお 願いいたします。本日資料は 123 と御用意してございます。101 の定住アルバ ム後程ご確認いただくということにいたしまして、本日の説明の趣旨を主なと ころは、資料 2、
0:00:43	パワーポイント、こちらでもって御説明したいと思っております資料 2 のほうを ご覧くださいと。
0:01:03	前回といいますか。2 月 4 日に審査会合後 3 基の 24 日にヒアリングを行いま して、その際にいただいておりますコメント回答という形でまとめてございま すが、別途資料 2 でございますが、めくっていただきまして、2 ページのところ 20 数年、
0:01:17	右肩のページ番号で申し上げますと、2 ページのところ、これまでの審査会 合でちょうどしましたコメント 7000 を記載してございます。これらについての ポイントでも御回答ということで以降まとめてございます。
0:01:35	3 ページでございます。3 ページには、以前の資料にもNPOですけれども、コ メントに対する御回答ということで、まず最初に御説明に入れさせていただきま したのでここでは今回設工認申請をさせていただいておりますけれども、
0:01:50	設置許可等の生活圈ついてという観点で整備をしているものでございますが、 やっぱりここご覧いただきたい点はですね、左の方を審査基準を置きまし て、盤中に設置許可、そしてミイ／2 節今回の設工認、
0:02:07	10 月 8 日に補正申請いたしました、それを並べてみますと、経営課題関係 に関する設置要綱というやつが要求事項のプロですね、β十八番とつけて緑 の箱のところを中心にご覧いただきたいんですけども、
0:02:24	青い箱のここでもこの感知器の設置という関係につきましては審査基準から 設置ペーパー設工認という形で展開してございます。0 て今回、緑の箱に注目 いただきたいのですが、門の設置に関するですね。
0:02:42	障防法施行規則に基づく、もしくは当行以上方向で徹底するということの要求 事項、こちらにつきましては私ども詳細な設計な確認事項ということで、設工認 の中で、今回その中身について、設計内容をお示していると。
0:02:58	いうものでございますが、下にも書いてございますが、今回のこういった容器 はやっぱそういった設置に関する事項が基準にkA基準で要求されたものでご

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ざいまして、それがこれを復興に向けて記載して申請しているということでございます。
0:03:07	しかもに合わせ許可の記載事項の変更はございませんといった整理でございます。4 ページでございます。
0:03:23	先ほどの 3 ページの展開等、このDBの形のほうにはなるのですが、4 ページの上、どうもここではですね、現状ということと今回の設工認申請ということで、少しビフォーアフターの的に具体調査しております。
0:03:41	現状と解釈がピット前の再稼働申請向けの記載事項のページから形を記載しておりますのでバックフィットもということで緑で地域活性化された基準要求事項でこの部分を受けたところ、設計及び工事計画のところ、
0:03:48	詳細に御説明してるということで、設置許可との整合性はいつされた形であるということでございます。
0:04:05	しその下の矢羽別密閉とこれまでの審査経緯等混む開口の流れということで整理してございますが、小さければとしましては証拠黒色でいろんな設置の疾患的な種類の選定であるとか、
0:04:24	設置個数ということを確認いただくために設置許可で宣言しておりました 1 個をさらに細分化して過温一般的撤去を行うということで対応して参りましたページで、今回の設工認においてはそれを細分化したものを定義してございます。
0:04:44	三番目のポチのところでございますけれども、これまでの審査会合等でですね、高い天井の高い高天井のエリアにある屋外エリア、こういった観点の御含みまわしていただいております、赤字ですが、向こうの論点としては放射線量が高い場所エリア。
0:04:48	懇設計についての確認となっているということでございます。
0:05:06	でコメント回答の流れ、これちょっとおさらいになりますが、放射線量が高い場所を含むエリアについて、感知器の故障であるとか設置保守部署に関する被曝ばそういった観点も弊社から申し上げまして、そういった空気の流れとか、そういったものも加味した上で、
0:05:13	精鋭換気設計の枠組みについて検討して参りましたその結果を本日御説明いたします。
0:05:15	5 ページでございます。
0:05:33	5 ページは、もうこれも以前の資料等で御説明してるところも再掲になりますけれども、火災区域の中に火災区画があって、その中を、感知器の瓶つけ方について確認していただくために細分化してやるもって、
0:05:54	特にいただいておりますので、その下に設置許可も原発の規制と設工認の記載範囲というところをちょっと整理しております、今細分化

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	したエリア、ほぼ孔口放射線量が高いところについては、先行にも確認として細分化したものとさせていただきます。
0:06:13	で、その右の格納容器と建屋の番場でございますが、今回新たに御説明別の件につきましては、下に書いておりますけれども、一部モリヤについて、放射線量が高いこととチェック方法の工夫が必要ということで、今回検討した内容をまた説明させていただきます。
0:06:16	6 ページをお願いいたします。
0:06:32	6 ページにつきましては、これは前回の審査会合にもお渡しした資料を修正したものでございます。左側に審査基準を決めまして、その要求事項から右側に放射線量が高い場所を含むエリアの分類ということで、
0:06:52	火災影響分類系とか最強分類Bと一泊でそれぞれの設計の内容について記載してございます。働きを関連については前回までの内容と相違ございません。掲げ教育分類Bのことでありますが、前回までの説明ではですね、安全機能を有する機器等がない。
0:07:11	昨日機能喪失の恐れがないということから、このエリアの中に関しても感知器を設置する必要はないという記載をしてございましたが、今回この部分につきましては見直しをいたしまして、隣接エリアの強化計影響の拡大防止の観点からここに新しい感知器を
0:07:23	設置するとした上で、ただし書きでございますが、放射線量が高い一部の三つについてはある意味種類の感知器を設置報告して対応してそれをな成立してございます。
0:07:26	7 ページをお願いいたします。
0:07:44	今申し上げた影響分類AとBというカテゴリーにつきまして、7 ページの部分では系統、そのエリア分離いいですね、Bの中のB-1 とB-2 がございます。今回現場も
0:08:03	実態の確認も踏まえて見直した箇所がB-2 のところでございますが、エリアで右側線量が高くて、この中に感知器を隻数が適さないと考えられる場合においても、そこから排気されているダクトにフィットすることでもって、このエリア内の感知が可能と。
0:08:08	考えてございます。これが誤り中というところで見直したみたいです。
0:08:16	8 ページ 9 ページは、これまでの説明が別個はございません。
0:08:20	10 ページをお願いいたします。
0:08:38	70 ページ 11 ページにつきましても、今のカテゴリーの設置に関するところの考え方はその記載の部分を一部修正しましたので、そういった意味合いから記載の訂正はしておりますが、今後 10、10 ページのフローであるとか、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:44	11 ページの整理、これについては大きく変更はしてございません。
0:08:47	12 ページをお願いいたします。
0:09:07	10 ページがこれまでに整理したなりBなり、そのA-1B-12 とカテゴリーにこの放射線量が高い場所を含む 11 エリアがどのように違ってられるかという仕分けた結果を示したものでございます。
0:09:17	それと左側の記載事項冷凍のハッチングですとか、ブルーのハッチング、こういったところについての記載の変更はございません。
0:09:35	では隣接エリアにおける安全機能を確認した結果を記載した上で放射線量が低く、火災の感知が可能な場所があるのか悪いのかといった観点を加味いたしました。その結果、
0:09:55	上の 123 を七、八DといったところはですねワンなりD湾内という形で対応がとれまして、この部分を 69、10、11、この五つにつきましては経営何らかの工夫でもって感知器を設置する必要がある。
0:10:14	ということでBツーということでございます。この五つのエリアにつきましては、それぞれうちのページで個別の設置の工夫について御説明しているといったところでございます。それでは⑤のとかく堆積制御設備のアテンドがありますから、
0:10:19	次の 13 ページ、14 ページという形で御説明しております。
0:10:36	13 ページのかオフィスの入口の写真とその部屋の中もレイアウトがどのようになっているということで 13 ページでは示しておりまして、その中に感知器の設置についてもマークを入れさせていただいております。
0:10:52	で、前回の 3 月 24 日のヒアリングの際にですね、開口部であるとか風の流れがどうなのっていうのはきちんと説明するというのがコメントとしてちょうだいしましたので、それを踏まえた結果が 14 ページでございます。
0:11:12	それを踏まえた結果ですね、14 ページをご覧いただきたいのですが、別途入口扉網もですね。はいきず平面図ですね、ここらいただきたいんですが、ミイP AR入口扉のところから計画の中で入ってきまして、
0:11:28	このバルブ室ですね脱塩塔があるところにかげが入り込んで、最終的には排気だところは廃止されていくという風の流れでございますカウンター線を監視しました場合に、
0:11:46	やはりこのだ先頭室の中の火災というものを想定した場合に、どのようにして感知するかということで、私ども今回排気ダクトにアナログ式の煙と熱感知器を設置することで対応できると。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:00	いうふうを考えました。ここで左のほうにそのイメージ図を示しておりますけれども、いずれも出せ喪失から排気ダクトに流れていくところでもってほぼケアの中の火災について関係ができると考えております。
0:12:16	続きまして 15 ページでございます。全国ページは使用済み樹脂貯蔵か本質でこちらにつきましてもこけてこれまでの平面図で御説明しておりましたところが 15 ページでございます。
0:12:29	16 ページ順でご覧いただきたいんですけども、16 ページのほうで立面ますか、100 は片方向の情報も含めて、特にいただきたいと思えます。
0:12:44	で、16 ページで、まず左側のFujii図をご覧いただきたいんですが、これまでの説明においてはですね、この使用済み樹脂貯蔵タンクし単ページなりがあって、
0:13:03	その業務のエリアの心に感知器を設置することで、このスキームがあるところから漏れ出てくる煙なり、同感知できるとそれに私ども考えてございました。今回ですねコメント踏まえましても問題ないというものを調査しました結果、
0:13:20	入口扉から上部エリアに入ってきた風がですねそのままきたのほうにつきまして流入して、最終的にはタイプ還付室から排気ダクトで排出されるということでございますので、これも先ほどまでの説明と同様にですね。
0:13:26	排気ダクトにアナログ式の煙熱感知器を設置することで対応したいと考えてございます。
0:13:45	で、ちょっとここに情報として入っておりませんが、ほぼ補足になります、タンク室というのは 3 区の中にスズキ入れてある樹脂周期の実施ですね、これがして線源といいますか、線量高く持ったものとして、放射線を出しているわけでございます。
0:14:02	この排気ダクトというところからですね出た先のところの空気だけを解決される状態ですので、そここのところに設置することについてはですね、線量が高くなく設置することが可能であると。
0:14:19	そのように考えております。私の中に変更とすると、そのタンク内の線源からの推定線量直接浴びることで、課題福祉の感知器を受けないであるとか、人の被ばくが肩書き加須コードシェアできないと、そういったネックあったわけですよ。
0:14:32	排気ダクトに設置するものについては、タンクからの直接的な選定線源からですね、顔を上げることがない場所に設置すれば、指定管理できるというか、そういった考え方でございます。
0:14:36	続きまして 17 ページをお願いいたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:51	17 ページはないケースを読ま深部配管室、これも今までに御説明する資料の後継機まつりますので、17 ページの次の 18 ページでの確認結果を御説明したいと思います。
0:15:09	10 ページで、まず左側に、高さ方向の情報を入れてございますので、こちらの左側の原子炉容器すべきジャパンという感が書いてございます。こちらからですね過程を強制的に給気してございます。
0:15:26	この壁がこのシンプル配管室の中でしかに向かって強制的に機器の流入していきまして、最終的には原子炉容器の確保から上に枝番Pってで真ん中の原子炉容器そのものも漫画があるんですが、
0:15:41	そこからですね、容器に海へ上げの流れが流れていきまして、そこから右をその原子炉容器からですね、蒸気発生器ないしは電力代 1 冷却材広告。
0:15:51	もう常にある配管があるんですが、この配管のほうの貫通部を介して、ループ室のほうに流れていくと、このような形の中になっております。
0:15:57	別途こういった勝美元になってるところでございます、19 ページをご覧ください。
0:16:15	人 9 ページでございます。こちらまた平面図になって取り組まんですが、平面図の左側のほうをご覧くださいますと、原子炉容器がございましてですね、そこからは失敗だというか、どのように伸びてる緑も応募が
0:16:30	だから減収を冷却材配管でございます。そこから分布するということに一次冷却材ポンプなり以上たっせきというものがございまして、そこに向かって配管が貫通してこの複数の貫通するところをですね。
0:16:36	通り抜けて風がこのループ室のほうへ流れていくといった流れでございます。
0:16:54	ですので、先ほどの 18 ページで御説明した結果、原子炉容器室冷却ファンから強制的に設置された空気はですね、チーム配管そんな顔小売抜けてこの 8 割方が、この冷却材ループ配管室の
0:17:09	完全移行に向けてこのループその中に風が流れ込んでくるということでございます。最終的にはこの物質はまた広告の意見の中の廊下の部分って抽出しまして、また、格納容器の中では風がすべての
0:17:18	はい。どうも含めてツーツーになっておりますので、格納容器の中には空気が循環してる津波にご理解ください。
0:17:35	すいません。ちょっと補足が多くなりましたが、19 ページのところの、今ここで医局配管室のところ、貫通してきたら復帰を会員によりまして、こちらが新たに赤の。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:54	これアナログ式でない熱感知器というものを設置することを考えてございます。こちらが分布室内の業務を感知器というよりも今回の炉内計装用シンプル配管室プール流れように、熱を感知して片寄せする。
0:17:57	そういった要綱で付けるものでございます。
0:18:13	加えて興味感知器につきましては、もともとこのループ室内で戦略に行くということできないと設置できないという制約がございましたので、このループ室の設置できる、この尼崎ネットに変わってこちらでもってですね。
0:18:33	この流れてきた空気の煙を感知することで対応したいとこのように考えておりますということで、今は 19 ページで申し上げたことはもう丸見え改定の有無を、図の上を書いてありますが、RCS配管貫通部から出てすぐ入ったところで聞いてなりリスク感知器を設置します。
0:18:43	残したい線量でいくところに上がるフィンの煙感知器、これを実施することで、感知できるというふうに考えているということでございます。
0:18:46	20 ページをお願いいたします。
0:19:06	20 ページがB-廃棄物庫というところでございまして、ちょっとこの日廃棄物固定には廃棄物として一つで独立した重ねていくかとなっているところでございまして、その中に今空気の流れという情報を入れてございまして、
0:19:22	この日廃棄物庫の入口側、ここは平年値というところの下側にあります写真測定法ここ打っておられません入口側のほうにあるんですが、そちらのほうでですね。ええと換気設備循環換気設備がございまして、
0:19:28	その中の換気を循環して除雪を行っているということでございます。
0:19:47	右側の写真のですね、ウェイ側の法理その後ベント換気設備から廃棄物機構というものがございましてそれでこの中を循環させているということでございます。こういったことを踏まえまして、現在実績設置しております。苦労も
0:20:02	アナログしきれない熱感知器及びとその平面図でちょっとしたほうがありますが、上がる式の煙感知器を設置しておりますので、これらによって、この日廃棄物庫の火災を換気って考えております。
0:20:05	21 ページをお願いいたします。
0:20:23	19 ページは先ほどまでの 5 部位というものと、あと設置許可における設計のセンゲンがどのようになっていたかということを書き真ん中に書きました上で、ページの情報としましては、右側の赤丸で囲ってあるところ。
0:20:37	今回の感知器の設置で技術基準への適合に必要な舗数というところを私どもの設計で対応してきてるかといったところ、こちらに落とし込んだものでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:20:54	今御説明したような結果を反映しまして、下に書いてございますが 11 エリアの火災感知器の設計につきましては、設置許可で宣言しております各火災区画に異なるに集積するというとは整合しておりますし、
0:21:04	群列基準のここに必要な個数以上の感知器を設計するた設置する設計となっているということで、私どもも問題ないことを確認してございます。
0:21:23	22 ページをお願いいたします。22 ページは結局そういった設計を踏まえて、その量に関する確認結果でございます。私が無用な被ばくを極力回避したいという思いで、
0:21:40	線量に関する限りというものを行っておりますので、そちらでこの 1 から 11 のエリアについて、設置方法を勘案して問題ないかという確認を行っております。この被ばくの観点から見た場合にはですね。
0:21:59	①②③とか⑨市内においても欠勤近傍に設置するために、定検中に設置する等の工夫が必要であろうとこういったことがございます。また⑤⑥とか⑨⑩⑪ 今回の設置に工夫して排気ダクトのところに設置すると。
0:22:19	いった対応をとることで何とか対応がとれるかというふうに考えてございますが、被ばくの観点のエムスそれと同じでございまして精緻に工夫が必要ということでございます。⑪のb-廃棄物庫につきましては、廃棄物として将来的にさらに鈍化持ってればでしょ。
0:22:24	高い線量になるということも勘案しまして工夫が必要としてございます。
0:22:34	一方ですね、23 ページ以降は結構参考資料購入局で放射線量の式ですとかそういった資料をお聞きしてございます。
0:22:45	別途説明ちょっと駆け足になりましたが、以上でございます。ご質問を御確認等あると思いますのでよろしく願いいたします。
0:22:51	ただし、
0:22:55	アクセスルート返せちょっとちょっと待ってくださいすいません。
0:23:09	決着がつかないすいませんお待たせしましたすいません火災対策室のモリヤですけれども、3 ページのところちょっとあるんですけれども、
0:23:17	今回ほぼ整理していただいたものをそちらの方としては今回
0:23:37	今日許可ではブルーとほぼ合っているけれども、石膏には緑の所かかってくるからは右側の施行にそこんところについて考えようというような出資ということではないんだと思うんですけれども、ちょっと今まで御説明させていただいたバックフィットの出資C、
0:23:43	ちょっと合っていない感じがあるので、ちょっとこの辺もう一度説明させていただいたの。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:50	今度の審査会合また改めてやる時にその平均をさせていただきたいと思うんですけどいかがでしょうか。
0:24:10	関西原子力事業本部の周期までいただきますが、おそらくヒアリングにおいて事実確認現状をオープンな場で議論ということかと思うのですが、今私どもがですね、事実関係として私ども考えとして、
0:24:28	整理しておりますところは、この緑でもって具体的な設置方向については、設工認入れるというところがございます。今おっしゃられてるところがですね、そういったところに疑問を持たれてるのかというところが、ちょっと私どもも、
0:24:30	しよ
0:24:37	うちしかおりますので、もし、どういったところを御基準等のパラパラとし、
0:24:53	当引っかかる点があるのかということだけでもですね、ご指摘いただければオプションとしての見解を出ささせていただきたいと思うんですが、その天候がですよです。うん。
0:24:59	この3ページ4ページの話については、
0:25:05	昨年の12月の会合のときに、ちょっと一旦ペンディングにして、
0:25:13	今後者整理案とこのまあ実際どうつけるかとかどういう設計状況になってるかって事実確認を優先してやりますよっていう
0:25:19	話で止めてたところだったんでそれを大体事実確認取れてきたので、
0:25:25	改めて、その設計方針としてどうまとめられるのかっていうところを、
0:25:30	議論する段階になってきたのかなっていうふうに思っていますので、
0:25:33	ただ、去年の12月までの
0:25:37	その議論を設置許可との整合とか設計方針の
0:25:43	議論の中では、我々3ページで言う右一番右側ですね。
0:25:48	設工認の欄のところブルーのところに、
0:25:55	詳細な設計方針をつけた数ということに対して、
0:26:02	その方針でいいかどうかというのは去年の12月ぐらいまでずっと議論をさせてもらってきたとっていて、
0:26:05	それが今回の資料だと。
0:26:09	ブルーのところの設計方針を
0:26:15	詳細に議論するんですけどっていうふうに今説明されたのかなとっていて、
0:26:23	ちょっとその辺が何か今までの流れと違うなと思ってそこから事実確認をしようと思ってモリヤ、これは、
0:26:24	聞いたところですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:50	関西お尻までございます。今は本年スズキそのものがおっしゃっていただいた点の部分ですね、ちょっと私ども受けとめカラーになるのですが、これ設工認の10月8日も、
0:27:10	補足補正申請で私どもが被災した事項を整理として書かせていただいているんですけども、この後ですね、今回等詳細の設計内容について今回御説明した中身ですね、振り替えがてられたならば今後系統基本積極方針につき
0:27:14	それでは、今後また記載を見直して御説明必要。
0:27:33	これはとっておきまして、その辺りはまだ今後の補正のづくりとか、こういった形で記載を修正することは、今後まだ対応が必要というふうに認識してございますと、今気楽に今理解しておりますのはあくまで10月8日の補正申請で、
0:27:46	きた事項の整理という形で見ていただいているものでございます。今後も補正する予定でございます。社長です。皆さん、次回の審査会合の辺りで、
0:27:54	話にまた戻ってやりましょうねっていうことのきっかけを作っていただいていると思っているので、
0:28:04	その場でその方向性として少し議論ができたなんていうことで、バックフィットの改正の
0:28:12	趣旨だとかそういったところと照らし合わせて議論させてもらいたいなっていうのはモリヤが出現した内容だということです。
0:28:14	はい。
0:28:33	はい、関西ウシジマでございますが、今細木いただきまして説明いただきました点も含めまして、そういった趣旨で今回私どもが整理した内容と今後を補正も含めて見直しをしていること、それについては、ピットの趣旨含めて、
0:28:42	審査会合での議論をさせて漆器ていただけるという保守的な話に理解をいたしました。
0:28:48	規制庁鈴木です。はいてその部分についてはそういう方向でございます。
0:28:52	規制庁サツカワです。
0:28:57	事実確認になりますけれども、
0:29:07	7ページ目のところでまああの分類ごとへとそちらが発せられたエリア分類AとかB。
0:29:13	分類ごとに今こういうイメージで設置しますっていうようなものがあるんですけども、
0:29:31	これね。BITSで採用するとされている設置方針っていうのは網羅性はないかセキ審査基準で言ってるような村瀬はある程度担保できないけれどもこういう

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ことであるだけ早期に感知しようとしている設計だっていう理解でよろしいでしょうか。
0:29:51	危険がない電力のため、
0:29:56	今回ダクト内に設置させていただく場合については、
0:30:07	パルグループであったり、あの場で事実であったり、あるんですけど、網羅性については、ダクトの中に6弁によって目。
0:30:25	やはり国でも／できると思っておりますので、網羅性についても、今回については問題だと思っておりますんですけど、非常に大きゅうから考えると、盛らせについてまでっていうのは、ここだったと境界部につけることによって、
0:30:33	この三つエリアが問題だったのは、運転をしようと思っておりますので、そういうセキ辺り、
0:30:35	ちょっと、
0:30:39	ちょっとすみません、少々お待ちください。
0:30:51	規制庁サツカワです。ちょっと一つ確認は先ほど7ページ目のところで一つ確認をしていきたいんですけども、
0:31:06	主に聞くこと確認しようと思ってるのは、その火災審査基準で言うところの網羅性っていうところを担保できてればどれなのかっていうところなんですけど、不安で設計しているところは、
0:31:16	の高いところがあるけれども、この(ア)綺麗消防法施行規則に従い設置って書いてあるんでこれは網羅性があるっていう理解でよろしいでしょうか。
0:31:18	これ、
0:31:22	浅い電力なったわけですか。議会でバッチが
0:31:30	はい、続けてⅡのほうも、また乖離あるけれども、網羅的につけますっていう、
0:31:32	設計するということでよろしいですね。
0:31:36	赤で発表された部分で、
0:31:40	ビーマのほうに行きまして、
0:31:41	これ、
0:31:42	8000
0:32:03	この考え方を詳細にというか、このの文言だけで書いてあることの私の理解としては低いところは網羅的になってますというふうにしただけ書いてないような気がしているんですけど、それ高いところ低いところそれぞれどういう設計になっているかってちょっと説明お願いします。
0:32:05	で、
0:32:07	関西電力の
0:32:10	見合わないあれについては、今回もある。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:27	私たちがたつとある中で燃料装荷する爆発だ体積制御タンク入口弁が該当すると、この辺につきましては、障防法の面積割りの開発的にはそう合同すべて
0:32:31	もう消えます。
0:32:38	規制庁サツカワです。面積等個数の関係性っていうと、
0:32:53	その要求されるため、面積に要求される個数分はついてますっていう説明だけいただいたものだと理解してるんですけど、それは結局エリア全域の網羅性っていう話とは、
0:32:58	ちょっと違うような気がしていて、エリア全域の村瀬という観点ではどうでしょうか。
0:33:17	関西電力の売り上げの網羅性につきましても執拗交通情報の領域で起こすものが確保できておりますので、やっぱエリア全体に関しても網羅性が担保できる認識で間違いありません。
0:33:31	規制庁サツカワですとちょっと繰り返しになっちゃって申し訳ないんですけどすごく広い部屋があって危ないその実際の部屋の感知器の設置の仕方を、ごめんなさい、今まだ見てないので、
0:33:44	手元の資料見てないので何とも言えないんですけど、あの体育館みたいな広い部屋があって、その面積で要求される個数が配管の端っこのほうに全部やっていますっていうのも、今の説明の中に含まれてしまうような気がして、
0:33:56	そうすると、全体のもあわせて個数的には満たしてるけどないんじゃないのっていうふうにも考えることもできるかと思うんですけど、そういうセキにはなっていないっていうことでいいですか。
0:34:00	関西電力の浦邊。
0:34:12	あそこ④⑦⑧建屋自体がその配管の広いエリアではなくて、こっち方向で運転できて一向にここで
0:34:27	面積ある満足するような場所になっておりますので、高橋この表をすべてやっているというよりは中のペネが低い場所に必要個数1個ば主催者に来続けるっていうのは、設計になっております。
0:34:45	火災室モリヤで数値確認ですが、ビーチボールところについては今までは図面とかできてたような形で図面見せていただいたとすれば特に審査基準通りについてますというふうに判断できる状態になっていると、そういうことで理解してよろしいですか。
0:35:07	はい、関西電力ウシジマでございます。今の考え方を点検しましては御理解の通りでジーツ機にですね。マトリクスで、モリヤ分娩そこに対する4設置場所、考え方を記載してございますが、その中でBMというところ11ページの右側を見ていただくと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:26	2種類の感知器を消防規則施行法施行規則、また同等以上の方法で設置ということでございまして、NRA次が8まではですね、ましょ施行規則通りにつけてそのようにご理解いただいて結構です。BTーこれが家排気ダクトのところで設置するかといったところで、
0:35:28	ご質問議論があるところと理解して、
0:35:30	以上です。
0:35:42	ガチガチですよ。
0:35:52	すごくしてだつて重なってるってということで、まず済みであると考えて育てている。
0:35:59	11が正しいから7ページもそう書き直してもらって実施してくださいっていうと、
0:36:13	規制庁サツカワです。11ページの記載がNaFページの記載のところに今説明
0:36:16	学生がちゃんとなってるんですってということ自体はいいか
0:36:34	7ページオキタ11ページの記載で差があるような書き方になってると思うので、事実確認関係が11ページの台湾のエリアについてですけど、11ページに書いてある通りですということならば、7ページのところも、それに合わせていただいたほうがいいかなと思います。
0:36:45	はい。関西ウシジマでございます。ご指摘の通り、7ページの点はですねちょっと総研が読めないということですので11ページの規制と併せて修正させていただきます。
0:36:48	よろしく申し上げます。
0:36:50	規制庁サツカワですけれども、
0:37:01	先ほどちょっとピークのところについても説明していただきたいと思っておりますけど、そう考えてやっぱりBITSのところについては障防法で言ってるような
0:37:08	留任がっちりハマってるようなものは性はないんですってそういう理解でよろしいでしょうか。
0:37:24	関西電力の下げる消防法で言うところのものだけでは、すべての児童任せて今あっちへ行ってるってなってるみたいですので、サツカワの市来でバツがあります。
0:37:30	規制庁サツカワですありがとうございます。わかりました。
0:37:36	例とその上で、
0:37:44	ページ戻って感知器の選定のページ、gです、9ページのところに戻っていただいて、
0:37:49	どうぞ。
0:37:55	ちょっと施工性の話にしんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:07	小項目の要求の明細火災審査基準の要求を待つて満たすことができると考えて空気吸引式
0:38:17	間距離感知器については施工可能な場合に限っては低という評価を最終的にされてると思いますけれども、これちょっと、
0:38:33	そもそも各エリアがその干渉物の状況ですかそういうところがちょっとわからない状況で、施工可能な場合に限るって書いてあるにもかかわらず、どこでも採用されてないっていうところについては説明が足りていないと考えていますので、
0:38:36	各エリアのその干渉物の状況、
0:38:52	そこに空気形式を仮に設置したとしたら、有効に機能が発揮できないんですよとか、そういう状況があるのかどうかの各エリアごとに説明をいただきたいと思っておりますので資料の追加をお願いしたいと考えております。
0:38:53	いかがでしょうか。
0:39:10	やっぱりよくなったり、現状また説明資料のほう、前回、
0:39:26	個別伝えてないようには代表日にアグレックスの圧損同意と私と載せさせていただいて説明をさせていただいてるんですけども、せっかくエリアのわからないということで、本編資料等にさせていただきます。
0:39:29	はい、よろしくお願ひ。
0:39:36	エリアが相当数絞られているので、エリアごとに詳細に説明していただいて、
0:39:45	どんな性が保てるような部屋があるのならばまず一つ議論になってくるかなと思いますので、まずは事実関係の整理をお願いいたします。
0:39:50	またれる御視察いたしました。
0:39:56	あと、続けてサツカワですけれども、
0:40:11	それとあわせて、各エリアのその線量が幾つになるかっていうところをほうれん草示していただいて、人合格形で提案についてはこら辺が管理するっていうところまで、
0:40:15	示していただいているんですけども、
0:40:24	ちょうどいやについては、そのエリアのどこに線源があるかってのは非常にわかるんですけども、それ以外でのエリアで、
0:40:34	選挙が高いところっていうのは、そのエリアのところに線源がそもそもあって、何が線源になってるのかって言うところを、
0:40:35	ちょっと確認したいなど。
0:40:43	考えていますので、それについての資料もあのエリアごとに作成いただきたいんですけども、よろしくいかがでしょうか。
0:40:56	いや、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:03	関西電力の企画例えばっちゃ事例等も含めていただきます。
0:41:23	はい、よろしくお願いします。そのエリアにどういう制限があって、何があるから線量がこれだけ高いですっていう話なのか、こちらとしても放射線被ばくっていうイメージ無視するつもりは全然なくて、下げられるよう状況があったりとかするのかってそういうところを確認できればなと思って。
0:41:25	ですので、よろしくお願いいたします。
0:41:28	私からは以上です。
0:41:33	これ、
0:41:42	すいません規制庁サツカワです。
0:41:57	こちらの意識としてはですね、センゲン何かっていうところとかを精査することによって、結局その線源を例えばですけれども、一時的にどかさだとか、除染をするだとか、
0:42:11	そういうところをした上で、感知器を設置してるっていう手法も考えられるのかなかなと思ってますので、そういう観点であと先ほどの資料作成いただきたいというふうに依頼したところですので一応そこは特に引き上げよろしくお願いします。
0:42:30	やっぱこの関西電力ウシジマでございます。先ほど線源については承りましたということで周知はしておるんですが、今日ある資料の中でもですね、意味。
0:42:48	としては持っていたきたいと思いますので、ちょっと資料を御確認いただきたいんですけど、例えば 14 ページを見ていただきますと、化学体積制御設備の脱線とボンベ室ということで脱塩塔というものをですね、丸井
0:43:08	何年ですか、ドラム缶名なイメージで書いておりますよ、この路線等というところは、いろんな原子炉冷却材の中のkAなんて限りたときなどにだささせて除去していくものですので、ここに放射性物質を有する物がたまってくると。
0:43:26	今まで書いてあるだけ今日そのものがですね。固定化された恒設設備なんですけど、これが線源となるというふうに見ていただければと思います。私の口座を説明いたしますは、この 13 ページ、14 ページ目で見れば、そういうことであると。
0:43:45	16 ページは先ほど御理解の通り地方済み樹脂貯蔵室の中に使用済み樹脂そのものがあるので、ちゃんとが線源となるというふうにご理解賜れば項目まずで、17 ページ 15 ページで新ブルー室が出て参りますが、これはですね、一番ものすごく
0:44:03	原子炉容器そのものが強烈な線源でございます、そこから株をですね、シンブル仲介配管というものが出てきてますので、この辺りが汚染源になっていた

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



	んですが、ただ、線量の高い低い程度下流のここで表現はできておりませんけれども、
0:44:13	あとの炉容器からに近づくにつけて地殻構造に線量は非常に非常に高いところで、そのように、まずだぶり感をご理解お願いいたします。
0:44:15	19 ページ。
0:44:31	その先の 6 施設の状況でございますが、実はあの今回の確認の対象というよりは感知器を今回設置ということで示しておりますけれども、19 ページに書いております。
0:44:48	左側の平面図で原子炉容器がチームにあって、そこから最大のように、配管が伸びてますが、1 次冷却材広告蒸気発生器というものがあまして、これらから循環ループの配管となっております、この中に冷却材が
0:45:03	とてもそうで、ここが非常に線量が高うな高くなるところでございます。とこの右側を別途上大部分のエレベーションも所も別途外側で外側で部分的に線量が低いところがあると。
0:45:24	いった情報、今、今画面では今後に記載をさせていただいておりますが 5 です。20 ページです。20 ページ側の廃棄物について書いておりますが、やはり拒む観測孔が線源ということで、奥にたくさん蓄積する積載しておりますので、特になるほどに高く、高いと。
0:45:40	入口のほうはまだドラム缶ではいっぱい詰まっていなければ、入口のほうは線量が低いとセンゲン部門間でやると、そのようにまずご理解をください。また表現方法の工夫とは考えますが、本日ある情報でも補足は以上でございます。
0:45:50	これ、
0:46:04	関西電力のされるイベント確認させていただきたいんですけども、今回の線源が鳴った配置を含めてわかるようにしていたということをお願いするための井戸の最初のエリアについては、プールエリアだけ。
0:46:10	すべてのエリアなのか、よければ一発ニシダでしょうか。
0:46:26	はい、すみません規制庁の関です。ちょっとこの趣旨をちょっと伝えないと、ちょっとお互いかみ合わなくなっちゃうと思うんで、ちょっと出資を申し上げると、いや
0:46:30	やはり私たちとしては最終的に
0:46:37	僕の放射線被ばくを理由にっていうところを理由 2 ステップ、
0:46:42	となると、やはり專業下げる
0:46:48	何でしょうねやっぱりその作業可能性というところがあるんでそこについて結構

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:00	細かく通っていかざるを得ないところがあると思ってます。それで、やはり最高の落としどころ。
0:47:12	その放射線環境がどうかって言うところの最後のところはやはり何らかしらか作業する場合においても、
0:47:30	この線量以下にはならないんですよってということがきちんと示されてる必要性が全部のエリアについてあるのではないのかっていうふうに私たちは考えています。それで、ちょっと脱塩とバルブ室の話がちょっと例に出たんで。
0:47:35	行くと、例えばここの部屋ってこれ、そう。
0:47:42	あれですか、タンク自体があるんですか、除染とバルブ室って、ちょっとそのところも1回お願いしていいですか。
0:47:57	だけど、サイトバンカ建屋につきましては企画原案パンプの配布されてますって、繰り返しになるんですけども、こういうこと言う4ページ。
0:48:05	JRの方で赤破線について田中の丸断固けどこれらの
0:48:09	エンドウのほうになります。
0:48:25	ちょっと私最初ぱっと見たときに、楽天とバルブ室っていうふうに書いてあったんで、このバックバルブって例えば定期検査、定期事業者検査のときに、
0:48:31	数会の定検のうちの1階は分解点検をする。
0:48:38	ような気もするのかなっていうまず事実関係を知りたいのと、その時マイ。
0:48:55	それしなきゃいけないと思ってやる時による線量がどのくらいなのかなってところが事実関係としてはしたかったってまあまあそういう趣旨ですね、そこまでやっていたらそこでさ、
0:49:09	作業されてるんだなっていうところの限界値がある程度見えてくるのかなっていうふうに私思ったんですけども、ちょっとそこまで、その検討が言ってるのかどうなのかっていうところをちょっとお伺いしたいというのが趣旨です。
0:49:21	ここが電力のPRAでやるものだとエンドウのバルブの構造のページですね、私いただきたいんですけども、14ページの平面部の報告ください。
0:49:25	平面図で赤箱枠で囲んでいる場所。
0:49:32	赤太線で囲んでいる場所っていうのが我々のところの、もっぺんとバルブ室っていうところになります。
0:49:44	出入口扉が入っていただいても最初のね広がっている場所がある物質とも見えにくいんですけどもバルブっていうとさせていただいて、ここにバルブがな状況で、
0:50:00	実際二本立てになかなか発展する場合によって立って検討したって、提言とかでバルブの検査については線量の低いバルブでできますので、そういう構造になると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:02	ということになるのか。
0:50:10	はい。はい。わかりましたとモリヤとしたことあるよ。はい。
0:50:14	はい。
0:50:24	であるとやはり、このところでタンクエリアはそれなりに高いんだけど。
0:50:39	○食うのところはそれなりに水抜きをすりあその定検のときに水抜きをしておけばそれなりに線量が下がってるってそういう理解ですよ。
0:51:02	いや、別途関西ウシジマでございます先ほどの絵を見ながら 13 ページをご覧いただきたいんですけども、13 ページの平面図で閲覧いただいたときに、赤の箱の中の内ですね、⑦とか⑧で書いてあるところがある物質というところになりまして、
0:51:20	バックになるところが今回勤務に感知器アナログの煙と熱を受けるということで、感知器を置くという設定でございます。しかしながらその後から、そこから壁を隔てて奥側にだて等がありまして、本来制定のところをいかに管理者っていうところで、
0:51:29	今回そこから排気する最終的な排気ダクトのところでは何とか感知できるんじゃないかということで考えたものが今回の案です。
0:51:38	何となく今日若干わかりました。強弱をとったんだっけ。どう
0:51:46	名前今挙げて名前がそれに合っていないからこういう勘違いを始めちゃうんですかね。
0:51:58	すいません今 6000 とバルブ室っていうのが前提等々があるというものを五戸
0:52:13	絵をですね損傷して作ってあるので、多分、今、ネックになっているところは脱塩塔を箇所をRicker波のエリアですね、この部分をどう感知するかというところでバルブ室のところは換地できると。
0:52:31	すみません、仕分けるとそのような数字になることがない地域の自立何となく言ってることはわかっていただかなバルブのエリアは一応基準に沿ってつけられるんですけどもこのバルブの暴れる砂利が雑円筒部ところだけが
0:52:39	どうしようもなくそれが最終的にその 22 ページ目、
0:52:42	これは
0:52:47	数字で行く等、
0:52:57	多分 230 っていうのがばっか脱塩塔のそばでエリアのその他っていうのが、
0:53:04	バルブエリアなのかなっていうふうになんとか話を聞くと、そういうふうになんとか
0:53:07	何か言う読み取れるような気がするんですけど。
0:53:09	そういうことなんですかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:28	関西ウシジマでございます。今セキとの側の御指摘された点その通りで、β線等の被害幅 230 で出そうじゃなくて手前のバルブのところである 0.02 とかで、そこは問題なく作業ができるとそのような理解で結構でございます。
0:53:32	わかりました。はい。
0:53:39	何となく、そこがちゃんとだめだのがやっぱ個々なのよって話を
0:53:44	ちょっときちんとするってということなんです。
0:53:51	ということとちょっと名前自体をやはりそういうふうに書いていただく。それと、
0:54:00	へえ脱塩塔自体については、やはりその有無機
0:54:03	これに向けて点検するようなことってあります。
0:54:20	あるのかどうかも無から始まってですね、抜きがたいんであれば、そうそういう事実関係だろうし、抜いたとしてもこういうことであればこういう線量だろうしっていうちょっとやっぱりそこ細分
0:54:22	どこまで行き着いてこういう
0:54:24	線量になるんだっていうのを、
0:54:39	事実関係として最後示していただききたいなと仮定をちゃんと減っている上で、その数字なんだっていうことをちょっとわかるようにしていただきたいなっていうのがA希望ですね。はい。
0:54:40	ちょっと
0:54:47	定性的な要望で申し訳ないんですけども、はい。ちょっとそのところ考えていただけますか。
0:55:08	はい。関西の引間でございますが、今ここですね、あのやりとりさしていただいたところで、その、例えば 13 ページであれば、手前のバルブ室と奥側の唾然としつつ、ここでの対応が異なるという、ここがですね、うまくお伝えできてなかったと。
0:55:18	ということと理解いたしましたので、ちょっと表現の工夫とか、ここで困ってるところはそのまま例えば 13 ページの⑤でやる場所であって、
0:55:33	ここについて線量が年から年中高くて、どうしようもないのか、そういったこともですね、ご理解いただけるようにということを承りましたので、ちょっとその辺りの説明についての検討をいたします。
0:55:53	はい。規制庁の関です。ぜひそういうことでお願いいたします。それとここマルつけられるってのはちょっとまた別だと思っんです。はい。まず事実関係として申さ作業性としてどうなっただっていうところで資料としては 1 回閉じて完結して説明していただけるようお願いいたします。
0:55:54	以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:13	はい、関さウシジマでございます。今おっしゃった最後の点はもう事実関係としてきちんと整理していくための問題、こんなところがきちんと伝わるように修正した、しておくということで承りました。
0:56:17	ちょっとお待ちくださいと当たりましてちょっとお待ちください。
0:56:21	規制庁サツカワです。
0:56:27	はい、電話して資料、
0:56:31	資料の関係は所で一通り
0:56:35	こちらからの質問は終わりました。
0:56:39	抵当のスケジュールの確認をしたいと思います。
0:56:49	ちょっと前の段階で出していたスケジュールの資料しか今手元がないので、審査会合の日程が4月の中に入っちゃってますけれども、
0:56:58	ちょっとまだ5月のセキゆっくり印鑑を御決意するかまだ詰めてない状況です。
0:57:04	今ただいま依頼した事項が
0:57:21	監査対象部長状況ですとか線量の状況ですとかでところをご質問になってから資料の追加をお願いしたいと思いますので、それを資料に出てきているヒアリングさせていただいて、また次の審査会合かなというふうにこちらは考えております。
0:57:24	Kase電力の方はいかがでしょうか。
0:57:27	はい。
0:57:32	関西電力のスケジュールにつきましては、
0:57:51	コアの社長にはもうわかりかねるところ踏まえてきたときになったなと思っております資料1につきましては、ちょっと前回いただいた資料が、これチームになっておりまして、近くの河究明ヒアリングうち20。
0:57:54	地域で高いを下っております。
0:58:13	当部あの公開版の資料では、今回4月の募集名ですので4月28日にオープンにしたところでは600いただいて、また語学という辺り見せた会合資料で片付けちょっと山側つけ足していただこうと思います。
0:58:22	規制庁さえですね、一応進め方としては、ステップとして、こちらの資料の追加。
0:58:34	資料をいただいてそれについてヒアリングをして審査会合っていう流れだと思うんです。それにみあったっていうのは、審査会合のスケジュールリングっていうのは多分5月の
0:58:43	でも、その模範になるのかなというイメージは、てますので、多分中旬だと間に合わないとは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:45	考えております。
0:59:03	やっぱり力の込まなければ持つて学校にしてるけれども今年度ヒアリングにカード今回込めていただく前に我々はしますと先ほどヒアリングでご理解いただいて、次。
0:59:09	圧力高いというような話は資料でヒアリング資料まとめさせていただきます。
0:59:27	関西の木嶋でございます。今サツカワさんがおっしゃられた話は今のオキタの話を今日お渡しする資料の安定性の話でございましたけれども、今後ですね、今回受けたコメント踏まえまして、D区画2と資料修正。
0:59:45	を加えまして、5月の中旬連休明け以降ですね、ヒアリングをもう1回ご確認いただく場を設けさせていただいて、その上で審査会合を早くても5月末なり、6月になるのか。
0:59:50	また調整になるのかなというふうに認識いたしました。
1:00:01	はい規制庁サツカワです。ありがとうございます。今日きょうの資料っていうことについてと今後の進め方っていうことについて理解いたしました。
1:00:16	関西電力の小疇出るましては、今のままになってもいいのか、治療などのほうでほとんど説明資料のほうに書かせていただいてまとめについて説明させていただきたいというか、
1:00:39	規制庁サツカワです。よろしく申し上げます。はい、渡辺の中で、前回のヒアリングでは管理区域となった比較の決定内容の分かる資料で説明書が出てくるかどうかも相談いたしましたので、今回このバックについても担保につきましては、また、
1:00:40	はい。
1:00:55	フェアな観点としましてはサンプポンプ資料なったという形で各方へと意見の中にくかったというのをいただいております。
1:01:04	こういったというか、前回の御挨拶させていただいてチェックしていただきたいっていう方がヒアリング発電で火災区画。
1:01:09	そのデータを管理区域には一時系とB系の評価するのは、
1:01:16	全く同じですね、どういただいたんですけども、あと一部、
1:01:24	議事に妥協改造が同じ辺りがこの中もあるのが発生する箇所があるわけであった。
1:01:28	やっぱ面会も把握はできるというふうにやっぱ、
1:01:35	大プレミアムマストのこの説明資料の7ページ目。
1:01:44	の整理でまた上のサージング
1:01:47	出る箇所の
1:01:51	やっぱり区域の中でですけども、ここに

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:00	一番の水カッティングを境界部分であったりとかなくてないっていうか、
1:02:16	聞こえも数ヶ所あるのはあるんですけども、集めて値上げについて注意深く秒間に5に与えられておりますって地形二次系は縦とされているかができておりますので、今回、
1:02:19	僕にはないのかなと考えております。
1:02:23	タケダではありますけれども眼は以上でございます。
1:02:29	規制庁サツカワです。外科等でございます。
1:02:33	この資料はこの資料であろう。
1:02:37	整理していただいてありがとうございます。今論点となっている部屋、
1:02:46	がいろいろちりばめられてると思うのでそこら辺の時おかげ中心に確認していきたいと思います。ありがとうございます。
1:02:55	規制庁鈴木です。
1:02:58	1点だけ。
1:03:00	ちょっと確認したいんですけど。
1:03:03	資料2ー
1:03:10	14ページで、先ほどいろいろ細かくセキの方からした。
1:03:14	円筒とバルブ室のところですけど。
1:03:19	14ページの
1:03:22	上が見ず、
1:03:25	⑤。
1:03:35	初めに、化学体積制御系CVCSの脱塩塔のペアが三つ。
1:03:41	ページ、そこから排気ダクト、
1:03:45	左側のほうに系ダクトが
1:03:51	壁を介した向こう側の通路なのか、これっていうことはないけど、
1:03:55	ダクトに繋がってますって書いてあるんですけど、この
1:04:02	ラックって、14ページの一番上の部分、これってとったんですか、それとも中で、
1:04:07	上とか下の下の階から合流してきているところ。
1:04:09	なのか。
1:04:23	関西電力大飯発電所のみです。すいません。そこへ掛け金取りに行く方でもう一度お願いできますでしょうか。資料2ー
1:04:25	14ページの
1:04:40	脱塩塔の部屋が四つあって、上が三つ独立してあるところがCVCSの脱塩塔の部屋ですねこれ。
1:04:44	ここから排気ダクトを介して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:50	左側のだく等に合流しているんですけど。
1:04:57	この左側のダクトの一番の中で一番上の部分。
1:05:06	起こって、先ほどの補足説明資料を見ると、管理区域の境界の壁なんですよ ね。
1:05:11	そうするとこれって、その壁を貫通してるわけじゃなくて、
1:05:18	ここが一番突端になっている、そういう構造を示してるんですか。
1:05:22	それとも何かマルって書いてあるのが、
1:05:26	下の階とか上の階から合流してきてるような
1:05:28	絵になってるってことですか。
1:05:37	関西電力大飯発電所マイです。確認させていただきます。お願いします。
1:05:42	次回次回で結構です。
1:05:46	承知いたしました。
1:06:01	最後にすいません規制庁の関ですけど、まとめているわけではないですが、ち よっと私途中抜けてたところもあったんで。
1:06:03	今日も総括的に、
1:06:04	予定です。
1:06:13	まずいただいた資料で言うと3-3 ページ目の整合性のところについては
1:06:18	最初、冒頭で話した通りなので、
1:06:25	ちょっと議論するのはちょっと審査会合ということになりますけれども、
1:06:31	見解があれば、補足していただければと思います。それから、
1:06:35	4 ページ目のところで、
1:06:47	北のほうで審査経緯のところに残る論点は放射線が高い場所を含むエリアの にっていうことで書いてありますけど、ちょっと私たちは
1:06:53	Aに入る手前にまださっき
1:06:56	選定した感知器の網羅性に関する議論
1:07:03	サツカワが指摘させていただいたかと思いますがその部分は残っていると思 いますので、
1:07:11	ちょっとそのところはぜひ、今回潰していただきたいというふうに考えてます のでここは
1:07:25	ここまでのところはその感知器の性能という話感知器の性能なり設置って いうところなので、私たちの考えとしては作業員被ばくでちょっと別物として、
1:07:34	整理すべきことではないのかというふうに考えています。どちらかと江畑川天 井エリアと一緒に技術的に
1:07:37	どうしようもない。
1:07:43	ただ、そこにつける意味特に杓子定規にへえ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:07:52	同審査基準の通りつけるの意味があるのかっていう議論だと思いますのでそこは
1:08:00	ちょっとこちらのは作業員被ばくとこちらまでにしないでですね、きちんと各部屋について語りきっていただきたいというふうに考えています。
1:08:17	それである作業員被ばくの点については先ほども申しあげましたけれども最終的にはその作業員被ばくを守るっていうところとは言っても火災感知性能をきちんと担保するっていうところの両輪を
1:08:27	どういうふうに最適に考えるのかっていうところになるとと思いますので、そのところを念頭にしていしていただいて、
1:08:44	線量についてはやはりここここまで努力してもこういうことなんだっていうところやり切った感があるところですね、議論をしないとやりきれないところ。
1:08:48	が見受けられるような資料で議論をしてしまうと。
1:09:04	ちょっとげ間違った方向に行くのではないのかと思っておりますのでそのところはやり切った感があるようなちょっと調査を結果となるようにしていただくようお願いいたします。
1:09:16	はい、それからちょっと今日この場で特に指摘のほうは人指摘という形でしてませんけれども、
1:09:33	ここに付けられますっていう議論は変量の点からいけそうなかもしれませんがけれども、やはり先ほどもう一つ申し上げた通り、その感知性能がちゃんと要求事項であるということとセットになりますので、
1:09:49	そのところがちょっとない語られないような形でずっと話が進んでいくとこれまたボタンの掛け違いになりがちなところだと思いますのでその部分をちゃんと補っていただくようお願いしたいと思います。私から総括的には以上でございます。
1:10:12	関西電力式になってございます。今幾つかのコミットとなる点を最後にまとめていただいたと理解してございます。3 ページで、今回もですね、ここで議論するのではなくて、審査会合のバレー。
1:10:19	議論いたしましょうというふうにされている点ですね、私ども思いとしては参考1のほうで、緑、
1:10:30	今生理学でもって整備したもので御説明予定でございます。ちょっとこの辺ですね、過去にも設工認の申請をする時に、
1:10:47	ですね、どういった議論があったかということも少しだけ補足させていただきたいのですけれども、今私どもこの設工認で詳細なエリアの空港店停止系でどのような感知器を設置、どのように設置するかというの最後。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:07	御確認いただいております。私どもはこの設備の入口に法案を手続きの方を業者ものかといったときに最小ご相談に伺ってございますが、その際にですね、きっと設置許可も県PCCV
1:11:22	さっきのところ、こういったところには感知器が設置することが適さないという免除とか除外、そういった隔離のやり方もあるということ、あそこは最初の議論の中ではございました。
1:11:40	しかしながらは添付 8 だけをですね、いじるということで、設置許可も、申請というものをですね、やり直すということについては必ずしも適切ではないと考えまして、設工認の本文の中でしっかりとその中身を
1:11:57	御説明して確認させていただくことで、その本文でしっかりFVいただくということでは懇切項にて、そうスタートしているという経緯がございます。ですのでそう考えに基づいて今この緑の整理になっておりますので、
1:12:17	審査会合においてもですね、私どもこのような形で何とか鋭意それぞれの稽古まとまったエリアについても、換気が可能であるということの説明を積み上げてきたというところがございます。それにつきまして、そこセキ様からおっしゃられたしっかりつけられるところ網羅性もひっくるめて、
1:12:32	kAしっかり考えてチェックして主観も結構あったんだという説明のことがですね、ちょっと体制内容と見るところにつきましては、ちょっと補足の説明と尽くしたいと思っております。
1:12:43	規制庁の関です。ご主張は一応理解はしていますので、
1:12:54	もう最終的にはフローポンド示すを基本設計方針のほう方向性等、
1:13:06	許可成功するのかわかると困ったのそういった議論もあると思うのでちょっとたらでまであまりやるのもよくないと思いますのでそのところはちょっと示していただいた上でですね、ちょっと考えたいと思います。はい。
1:13:08	ただ
1:13:09	はい。
1:13:11	どちらにせよ
1:13:23	つけなくていいってすべて杓子定規につけるべきだという議論で話を進めているわけではありませんのでその中でどういう選択肢なのかというところで、
1:13:36	の議論かと思っておりますので、そこはちょっと認識の値がないというところは理解をしていただいてこの話を適正な方向で進めていきたいと思っております。以上です。
1:13:47	弁閉ウシジマでございます。こちらの趣旨がご理解いただいた上で、今はここまで

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:05	オキタが頑張ってるってこと確認がまだ追加で必要とすることと、あと今後ですね、基本設計方針売りでどういった表現にするかということもまだちょっとちょ、私どもとしても対応事故があると、そのような認識でございます。
1:14:12	はい。はい今のまとめの提案により承りました。
1:14:23	以上にしましょう。支店長サツカワ 8 それでは本日のヒアリングを非常にしたいと思います。すいません、関西電力大飯発電所のマイです。
1:14:24	よろしいでしょうか。
1:14:25	ます。
1:14:43	すみません先ほど鈴木さんからいただきました質問なんですけども、回答できますので回答させていただきたいと思います。お願いします。資料の 2、14 ページのところの右側の平面図の左上のところ、
1:14:56	ダクトの簿価のところマルに建ってるけどこれはどういうことなのかということなんですけども、このダクトの母管側の下に垂直に下におりてきまして、下の階に簿価がおりにいってます。
1:15:12	ということを表して丸という表現になっても垂直に母艦がええと敷設されているということでご認識いただければと思います。以上です。市長、鈴木です。理解しました。ちょっとその 14 ページの絵なんですな。
1:15:19	空気の流れのそのだと含めたところの
1:15:21	ブルーの線が、
1:15:24	何か壁に食い込んでるみたいに見えたので、上が
1:15:27	そこだけちょっと気になったってことです。
1:15:33	ここのところも一定と下側にしてもらっていいですか。
1:15:43	はい。この青色の四角囲みについては日のところまで来るようにちょっと修正させていただきます。はい、お願いします。
1:15:45	以上です。
1:15:51	はい、規制庁サツカワですそれではとかヒアリング以上にしたいと思います。ありがとうございました。
1:16:04	関西電力の方でも出ていただいたコメントについての核にバーツとしやすかったりとか、後日送ってもらって、
1:16:21	さっきセキさんもまとめてくれたんで。そうですねてもらってない。先ほど関からまとめ的な発言がありましたので、あれでいいかなと思ってますので、一応中身については事務方の供試体経由で
1:16:24	中身見さしていただければと思います。
1:16:29	はい。電力の対象といたしました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:34	はい、それでは本日ヒアリング以上にしたいと思います。ありがとうございました。
1:16:37	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。